

様式第4号（第5条関係）

変 更 契 約 調 書	
契約の相手方及び住所	鳥羽市安楽島町1263 株式会社木下水源 代表取締役 木下裕貴
工 事 名	県工事に伴う答志漁港臨港道路配水管改良工事
工 事 場 所	鳥羽市 答志町 地内
工 事 種 別	水道工事
変 更 工 事 概 要	施工延長 L=189.4m HPE管布設工φ150 L=183.4m HPE管布設工φ75 L=5.2m S仕切弁設置工φ150 N=2.0基 S仕切弁設置工φ75 N=1.0基 排泥管設置工 N=1.0箇所 空気弁設置工 N=1.0箇所 消火栓設置工 N=1.0箇所 給水引込管工 N=5.0箇所
当初契約年月日	令和4年1月19日
変更契約年月日	令和4年8月1日（第1回） 令和4年11月25日（第2回）
当初工事期間	令和4年1月19日～令和4年8月31日
変更後工事期間	令和4年1月19日～令和4年12月5日（第1回） 令和4年1月19日～令和4年12月19日（第2回）
当初契約金額	11,506,000円（税込み）
変更金額	0円（税込み）（第1回） -669,900円（税込み）（第2回）
変更後の契約金額	11,506,000円（税込み）（第1回） 10,836,100円（税込み）（第2回）
変 更 契 約 理 由	当初設計に基づき、工事施工中のところ下記理由により変更するものとする。 ・当初残土処分地を本土にて処分と計上していたが、島内での処分地が確保できた為、減工変更とする。 ・当初想定していない箇所から地下埋設物及び給水引込管が確認でき、支障にならないよう下越し等を行う為、増工変更とする。 ・関連する三重県発注工事において土砂崩れ等による工事進捗の遅れが生じており、当該工事においても水道管布設工事が行えない事から、14日間の工期延長と変更する。 ・その他諸数量の変更については、現地精査によるものである。